

## 県内国際交流団体ホームページ掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、県内で活動する国際交流団体（以下「団体」という。）の情報を奈良県国際課のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することにより、団体の国際交流活動及び多文化共生活動の推進並びに団体の相互の情報交換の促進を図るため、当該掲載について必要な事項を定め、本県の国際交流及び多文化共生の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「多文化共生」とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

### (掲載要件)

第3条 ホームページに掲載できる団体の要件は、次のとおりとする。

- (1) 県内に団体の所在地又は活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 国際交流・多文化共生の推進に寄与するものであって、本県の施策、方針と整合する活動を行っている団体であること。
- (3) 主たる目的として政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。
- (4) 専ら営利を目的として活動を行う団体でないこと。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動を行う団体でないこと。
- (6) ホームページへの掲載を希望する団体（以下「掲載希望団体」という。）の関連団体が前号の要件を満たしていること。

### (掲載申請)

第4条 掲載希望団体は、ホームページ掲載申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、国際課長に提出しなければならない。

- (1) 規約、会則等
- (2) 役員名簿
- (3) 直近の事業計画書、実績報告書、活動予算書及び活動決算書
- (4) 掲載希望団体の活動内容を示す資料（広報資料等）
- (5) その他国際課長が必要と認める書類

(掲載)

第5条 国際課長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、ホームページに掲載するものとする。

(掲載内容の変更)

第6条 前条の規定に基づき掲載された国際交流団体（以下「掲載団体」という。）は、掲載内容に変更があったときは、ホームページ掲載変更申請書（第2号様式）に変更内容が分かる書類を添えて、国際課長に提出しなければならない。

2 国際課長は、前項の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該変更申請のあった団体のホームページ掲載内容を変更するものとする。

(掲載の取消し)

第7条 国際課長は、掲載団体が次のいずれかに該当すると認められた場合は、掲載を取り消すものとする。

- (1) 掲載団体から掲載取消しの申し入れがあったとき。
- (2) 掲載団体が第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 申請書に記載した事項に虚偽があったとき。
- (4) その他掲載団体として不適当と認められる事実が発生したとき。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については国際課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。